

## 監査役会設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社及び米国・上場会社(典型例)の機関比較表

— 監督・監査の権限の所在とその行使の状況に関する機関比較 —

## 比較対照の前提事項 (括弧内の数字は、会社法の条項)

- 公開会社(2条5号)・大会社(2条6号)・有価証券報告書提出会社(金融商品取引法24条1項)であること  
有価証券報告書提出会社 / 社外取締役を置いていない場合の理由の開示(327条の2)
- 取締役会及び会計監査人が設置されていること(327条1項・5項、328条1項)
- コーポレートガバナンス・コード(CGCと略称：2015.6.1施行、東証・有価証券上場規程別添)の適用を受けること
- 親会社等(2条4号・4号の2)が存在しないこと(企業集団の下位企業ではないこと)

## 用語等

- ※ 監査役会等 / 監査役会のほか、監査等委員会、監査委員会、アメリカの会計監査委員会等を含む
- ※ 監査役等 / 監査役のほか、選定監査等委員・選定監査委員である取締役を含む
- ※ 社外取締役 / 業務執行担当者(社長等)の影響を受けず客観的な意見を表明できる者、反面、業務執行の決定への関与を強制すべきではない者
- ※ 社外監査役 / 選任資格として社外者であることが求められるが、独任制の監査役としての権限に差異はない。
- ※ CGC / 5つの基本原則、30の原則、38の補充原則についてcomply or explain (実施せよ、または、実施しない理由を説明せよ)政策の強制
- ※ 独立取締役・独立監査役 / 社外取締役・社外監査役よりも資格要件が厳格な独立役員  
1名以上(東証・有価証券上場規程436条の2)。ただし、CGCでは、独立社外取締役 2名以上でない場合の説明義務を課す。
- ※ 監査役等の監査(業務監査)は、会計監査人の監査(財務諸表監査)と異なり、取締役・執行役の職務の執行の全般に対する是正を任務の内容とする。
- ※ 取締役会の監督権限と監査役等の監査権限との本質的な異同は、代表取締役・業務執行取締役等の任免権の有無にある。
- ※ モニタリング・モデル / 上位機関(者)が命令ないし指示を出し、下位者(現場)が報告を行う企業システム。  
/ 上位機関(者)は、人事権と報酬決定権に基づき、下位者(現場)の業績評価を行う。  
/ 上位者のほとんどが、非業務執行者であり、下位者(現場)と協働することはない。
- ※ 会社法改正 / 平成26年6月20日成立/平成27年5月1日施行
- ※ 会社法施行規則(単に施行規則と略称) / 平成27年2月6日改正/平成27年5月1日施行

	監査役会設置会社	監査等委員会設置会社	指名委員会等設置会社	米国・上場会社(典型例)
役員の構成 (※ 会計参与は任意)	取締役 3名以上 うち、社外取締役 2名以上 (CGC規制) 監査役 3名以上 うち、社外監査役 2名以上 [日本型経営モデル]	取締役 3名以上 うち、社外取締役 2名以上 (CGC規制) [折衷型経営モデル]	取締役 3名以上 うち、社外取締役 2名以上 (CGC規制) [米国型経営モデル志向]	取締役 14名程度 うち、社外取締役 12名程度 (経営管理機関) (管理と執行との分離) [市場本位型経営モデル]
取締役会の出席・意見申述者	取締役・監査役	取締役	取締役	取締役
取締役会の議決権	取締役のみ	取締役	取締役	取締役
取締役会の役割	○業務執行の決定 ○取締役の職務執行の監督 ○代表取締役等の選定・解職(362条2項・4項3号、363条2項2号) [取締役と監査役の関係モデル]	○業務執行の決定(代表取締役等への権限委譲可) ○取締役の職務執行の監督 ○代表取締役等の選定・解職(399条の13第1項) ※社外取締役が過半数の場合の特則(399条の13第5項)、定款規定による特則(同条6項) [モニタリング・モデル志向]	○業務執行の決定(代表執行役等への権限委譲可) ○執行役等の職務執行の監督(416条1項) ○代表執行役等の選定・解職(402条・420条) ○指名委員会・報酬委員会・監査委員会の委員の選定・解職(400条2項、401条1項)	○代表業務執行役員(CEO)の選任・解任 ○CEO提出の基本計画等への助言・承認 ○指名委員会・報酬委員会・会計監査委員会・リスク管理委員会・企業統治委員会等の設置及び各委員の選定・解職

			※委員会決定の優先(404条1項・2項・3項) [モニタリング・モデル志向]	※各委員会の決定は、取締役会に優先する [モニタリング・モデル]
取締役会以外の機関	○執行/代表取締役(取締役と業務執行役員との兼任可) ○業務監査/監査役会	○執行/代表取締役(取締役と業務執行役員との兼任可) ○業務監査/監査等委員会	○執行/代表執行役(取締役と執行役との兼任可) ○業務監査/監査委員会	○取締役兼任の執行役員 2名程度(CEO, CFO) ○取締役会直属の秘書役等
業務執行組織の統括者	代表取締役・社長	代表取締役・社長	代表執行役・社長	CEO (chief executive officer)
業務執行組織の構成員	業務執行取締役 執行役員、使用人	業務執行取締役 執行役員、使用人	執行役、使用人	Senior Officers (副社長) Junior Officers (部長) Workers (従業員)
監査役会等の構成	監査役会	監査等委員会	監査委員会	会計監査委員会等
	監査役 3名以上 うち、社外監査役 半数以上 (335条3項)	取締役 3名以上 うち、社外取締役 過半数 (331条6項)	取締役 3名以上 うち、社外取締役 過半数 (400条1項・3項) ※通例、社外取締役は複数の委員会の委員を兼任する	取締役 3名以上 全員が社外取締役 ※通例、社外取締役は複数の委員会の委員を兼任しない
監査役等の任期	4年 短縮不可(336条1項)	2年 短縮不可(332条1項・4項)	1年(332条1項・6項)	1年
監査役等の資格	取締役・使用人等との兼任禁止 (335条2項)	業務執行取締役・使用人等との兼任禁止(331条3項)	執行役・使用人等との兼任禁止(400条4項)	業務執行取締役・使用人等との兼任禁止
監査役等の選任	○取締役とは別に選任 ○累積投票制度の適用なし ○監査役会/選任議案への同意権(343条1項・3項) ○監査役会/選任議題・選任議案の提案権(343条2項) ○監査役/株主総会での意見陳述権(345条1項・4項)	○監査等委員である取締役以外の取締役とは別に選任(329条2項) ○監査等委員会/選任議案への同意権(344条の2第1項) ○監査等委員会/選任議題・選任議案の提案権(344条の2第2項) ○監査等委員/株主総会での意見陳述権(342条の2第1項)	○指名委員会が取締役選任議案の内容を決定する(404条1項) ○監査委員は、取締役会決議により選定(400条2項)	○指名委員会(3名以上の社外取締役)による株主総会への取締役候補者の提案、普通決議で選任 [株主総会に定足数なし] ○会計監査委員等は、取締役会決議により選定
監査役等の解任	○株主総会の特別決議(343条4項・309条2項7号) ○監査役/株主総会での意見陳述権(345条4項・1項)	○株主総会の特別決議(344条の2第3項・309条2項7号) ○監査等委員/株主総会での意見陳述権(342条の2第1項)	○指名委員会が解任に関する議案の内容を決定する(404条1項) ○株主総会の普通決議(341条)	○指名委員会が解任に関する議案の内容を決定する ○株主総会の普通決議 [株主総会に定足数なし]
補欠者の予選 (監査報告の効力確保)	社外監査役が2名の場合	監査等委員である社外取締役が2名の場合	社外取締役2名の場合	必要なし [監査報告をしないから]
登記事項(関係分)	○監査役会の設置 ○監査役の氏名 ○社外監査役の氏名 (911条3項17号ロ・18号)	○監査等委員会の設置 ○監査等委員である取締役及び社外取締役の氏名 (911条3項22号)	○指名委員会等の設置 ○取締役及び社外取締役の氏名、各委員会の委員の氏名 (911条3項13号・23号)	○取締役の氏名 ○その他は、会社情報として開示
監査役会等の主たる職務	○取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成(381条)	○取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成(399条の2第3項1号) ○取締役の選任等及び報酬等に関する意見の決定(同項3号)、 ○取締役の利益相反取引の承認(423条4項)	○執行役等の職務の執行の監査及び監査報告の作成(404条2項1号)	○通例、会計監査人の選任・解任、監査報酬等の決定
監査役等のその他の職務	○取締役会への出席・意見申述 ○取締役の職務執行の是正(取締役の違法行為等の差止(385条	○取締役会への出席・意見申述、議決権の行使 ○他の取締役の職務執行の是正	○取締役会への出席・意見申述、議決権の行使 ○他の取締役・執行役の職務	○取締役会への出席・意見申述、議決権の行使

	1項) ○会社・取締役間の訴訟の代表 (386条)等	(取締役の違法行為等の差止(399 条の6) ○会社・取締役間の訴訟の代表(3 99条の7)等 ○監査等委員である取締役以外 の取締役の選任等及び報酬等に 関する、株主総会での意見申述権 (342条の2第4項、361条5項)	執行の是正(取締役等の違法 行為等の差止(407条) ○会社・取締役等間の訴訟の 代表(408条)等	
監査役会等と会計監査人との 関係(①選任・解任・不再任 の議案の決定、②監査報酬 等の決定の同意、③解任、④ 会計監査人の報告義務、⑤ 会計監査人に対する報告請 求)	① 344条 ② 399条 ③ 340条4項 ④ 397条1項・3項 ⑤ 397条2項・3項	① 399条の2第3項2号 ② 399条3項 ③ 340条5項 ④ 397条1項・4項 ⑤ 397条2項・4項	① 404条2項2号 ② 399条4項 ③ 340条6項 ④ 397条1項・5項 ⑤ 397条2項・5項	○会計監査人の選任・解 任、監査報酬等の決定
取締役会の招集請求・招集権	各監査役	選定監査等委員	選定監査委員	通常定款・取締役会規則
監査権限の帰属	各監査役(独任制)	監査等委員会	監査委員会	取締役会の監督権 [監査委員会に調査・是正等 の権限はない]
活動態様	常勤監査役の選定(390条2項2号 ・3項) ※常勤・社外監査役の例は多い ※監査役会は、組織的・効率的 監査を実施するための仕組み	理念上、全員が非常勤 ※通例、社外取締役でない選定監 査等委員は常勤者(施行規則121 条10号イ参照)	理念上、全員が非常勤 ※通例、社外取締役でない選 定監査委員は常勤者(施行規 則121条10号ロ参照)	社外取締役全員が非常勤 但し、執行側の経営計画 等に対する批判的・助言的 分析を専門とする社外取締 役は、常勤者並の報酬等を受 ける
調査権限の行使方法	実地調査	理念上、内部統制部門への指示 ※選定監査等委員による実地 調査は可能	理念上、内部統制部門への 指示 ※選定監査委員による実 地調査は可能	秘書役等(取締役会直属) への指示(※各取締役に指 示権がある(多数説))
監査役等の職務を補助すべ き使用人の配置とその独立性 に関する体制の整備	取締役会に対し請求可(施行規 則98条4項1号～3号・100条3項1 号～3号)	取締役会による整備義務(399条の 13第1項1号ロ、施行規則110条の4 第1項)	取締役会による整備義務(41 6条1項1号ロ、施行規則112条 1項1号～3号)	取締役会直属の連絡・調整 組織の整備(※CEOの部下 ではない秘書役等)
内部統制部門と指示系統	1系統 業務執行組織上の内部統制部門	1系統 業務執行組織上の内部統制部門	1系統 業務執行組織上の内部統制 部門	2系統 ①業務執行組織上の内部統 制部門 ②取締役会による監督・調 査の指示を受ける内部統制 部門
内部統制部門の設置責任	取締役会	取締役会	取締役会	①CEO、②取締役会
内部統制部門の指揮監督者	代表取締役・社長	代表取締役・社長	代表執行役・社長	①CEO、②秘書役等
内部統制部門への指示権	代表取締役・社長	代表取締役・社長 選定監査等委員	代表執行役・社長 選定監査委員	①CEO、②秘書役等
内部統制部門への報告請求	各監査役	選定監査等委員	選定監査委員	秘書役等
内部統制部門への実地調査	各監査役	社外取締役でない選定監査等委 員による事実上の活動	社外取締役でない選定監査 委員による事実上の活動	秘書役等による特例的な活 動
取締役会に対する監査役会 等の報告義務	なし	なし	あり(417条3項)	あり
監査役会等の議事録に対す る取締役の閲覧・謄写請求権	なし (394条参照)	なし (399条の11参照)	あり (413条2項)	あり
会社・取締役間の訴訟おける 会社代表権	各監査役 (386条1項1号)	選定監査等委員 (399条の7第1項2号)	選定監査委員 (408条1項2号)	取締役会による特別訴訟委 員会等の設置